

役員・評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪初芝学園寄附行為第38条の2の規定に基づき、役員、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう（教職員の身分を有する者を除く）。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、通勤費及び役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員、評議員に対して報酬等を支給するものとする。

- 2 理事又は職員を兼ねる評議員には、評議員としての報酬を支給しない。

(報酬等の額)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、別表第1に定める範囲内で、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2(1)及び(2)に定める額とし、交通費を含むものとする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第2(3)に定める額とし、交通費を含むものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等は、当月20日を支給日とする（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。本条、第2項に同じ）。

- 2 非常勤の役員に対する報酬等は、当月20日を支給日とする。また、理事会等の会議に出席したときは別表第2に定める日額を加算し、翌月に支給する。
- 3 評議員に対する報酬は、評議員会へ出席した都度支給する。
- 4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得て、指定する本人

名義の金融機関の口座に振り込みの方法で支給することができる。

- 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 常勤の役員には、「大阪初芝学園 給与規程及び旅費規程」に基づいて、通勤費並びに旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって通勤費及び旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50円以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。
- 2 2005（平成17）年4月1日に制定された学校法人大阪初芝学園の役員・評議員の報酬及び費用弁償に関する規程は廃止する。

別表第1（常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,200 千円以内
学園長	月額 960 千円以内
副理事長	月額 960 千円以内
専務理事	月額 800 千円以内
常務理事	月額 640 千円以内
常勤の理事	月額 480 千円以内

別表第2（非常勤の役員等の報酬）

(1)理事

	金額
法人業務に関わる報酬	年額 360,000 円
理事会等会議への出席	日額 10,000 円

(2)監事

	日額
法人業務に関わる報酬	年額 360,000 円
理事会、監事監査等への出席	日額 10,000 円

(3)評議員

	日額
評議員会への出席	日額 10,000 円

専任職員給与規程

学校法人 大阪初芝学園

(通勤手当)

第24条 通勤手当は、通勤距離が片道2キロメートル以上である職員に対し、最も合理的かつ経済的な方法による経路として法人が認める通勤手段に応じ支給する。

- 2 通勤手段及び支給額等については、次のとおりとする。
 - (1)公共交通機関による通勤の場合 6カ月分の定期券代相当分を原則として半年ごとに支給
 - (2)自家用車(自動二輪及び自転車を含む。)による通勤の場合 別表第7のとおりとし、6カ月分を原則として半年ごとに支給
- 3 職員が次の各号の一に該当する場合には、通勤届により通勤の実情を速やかに所属長に届け出なければならない。
 - (1)採用されたとき。
 - (2)住所又は通勤の経路を変更したとき。
 - (3)運賃に変更があったとき。
- 4 通勤手当支給期間中に前項第2号又は第3号に定める変更の届出があったときは、残余の期間に相当する額を返還させたいえ、あらたに第2項による通勤手当の支給を行うものとする。
- 5 休職、欠勤又は退職などにより、通勤手当の対象となる期間の途中から通勤しなくなる場合には、残余の期間に相当する額を返還しなければならない。
- 6 通勤手当の支給を受けている職員については、当該支給額が適正であるかどうかを含めて、通勤経路及び手段などの確認又は調査を行うことがある。
- 7 虚偽の届出などにより、不正に通勤手当の支給を受けた者は、当該不正に係る額を返還しなければならない。

別表 第7(第24条関係)

自動車等通勤手当

通勤手当の区分	月額 (円)
通勤距離が片道 55 キロメートル以上 である場合	31,500 円
通勤距離が片道 45 キロメートル以上 片道 55 キロメートル未満である場合	26,500 円
通勤距離が片道 35 キロメートル以上 片道 45 キロメートル未満である場合	21,500 円
通勤距離が片道 25 キロメートル以上 片道 35 キロメートル未満である場合	16,500 円
通勤距離が片道 15 キロメートル以上 片道 25 キロメートル未満である場合	11,500 円
通勤距離が片道 10 キロメートル以上 片道 15 キロメートル未満である場合	6,500 円
通勤距離が片道 2 キロメートル以上 片道 10 キロメートル未満である場合	4,100 円

旅 費 規 程

(総 則)

第 1 条 学校法人大阪初芝学園役員・教職員及び特に必要を認める者が、法人の命令により、国内または国外に出張する際の旅費の支給については、本規程の定めるところによる。

(出張の申請)

第 2 条 職員が出張しようとするときは、所定の方法で目的、日程、目的地その他必要事項を記入し、関係部署の責任者を経て、所属長に申請しなければならない。

2 前項の申請が承認されたときは、出張を命ぜられたものとみなす。

(旅費の支給)

第 3 条 出張を命ぜられた者には旅費を支給する。

2 旅費の支給については、出張前に概算払いをすることができる。

3 前項の規定により概算払いをしたときは、出張者が帰任した日から 30 日以内に精算しなければならない。

(旅費の支給等)

第 4 条 出張旅費の支給は、公共交通機関を原則として、鉄道賃、船賃、航空賃、バス代とし、別表第 2 及び第 3 に該当する場合は、日当、宿泊料及び食費を支給する。また、所属長が認めた場合タクシー代、自家用車(マイカー利用料)代を支給する。なお、同乗する出張者には、タクシー代、自家用車代は支給しない。

2 鉄道賃は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金、特急料金及び指定席料金による。

(1) 普通車両による旅客運賃

(2) 急行列車若しくは、特急列車を運行する路線による出張で、その路線による片道の乗車区間が 100 キロメートルを超える場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金若しくは特急料金

(3) 指定席料金を徴する客車を利用する場合には、第 1 号に規定する運賃及び第 2 号に規定する急行料金若しくは、特急料金のほか、指定座席料金

(4) 名古屋以東と岡山以西に出張する場合に限り、新幹線を利用するときの運賃は、新幹線における普通車両による運賃、特急料金及び指定座席料金とする。

3 船賃は、水路に応じ旅客運賃等により支給する。船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃に

よる。

- (1) 運賃の等級を 2 又は 3 階級に区分する船舶による出張の場合には、上より第 2 番目の等級の運賃
 - (2) 運賃の等級を 4 又は 5 階級に区分する船舶による出張の場合には、上より第 3 番目の等級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない船舶による出張の場合には、その船舶に要する運賃
- 4 航空賃は、必要とする場合に限り、路程に応じ旅客運賃等により支給する。航空賃の額に等級がある場合には、最も低い等級の旅客運賃による。
 - 5 バス代は、陸路（鉄道を除く）出張について実費額を支給する。
 - 6 タクシー代は、タクシーの利用を認めた場合に限り実費額を支給する。
 - 7 自家用車(マイカー利用料)代は、所属長が認めた場合に限り、別表第 1 により支給する。ただし、マイカー通勤要項に定める保険等に加入していることが条件とする。なお、必要とする場合に限り、高速料金及び駐車料金の実費額を支給することが出来る。
 - 8 日当は、日数に応じ別表第 2 により算出した額を支給する。ただし、出張に関して特殊勤務手当が支給される場合は、この限りでない。
 - 9 宿泊料及び食費は、別表第 3 により算出した額を上限として実費を支給する。ただし、出張に関して特殊勤務手当が支給される場合は、この限りでない。

(旅費の計算)

第 5 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により算出する。ただし公務上必要又は天災その他やむを得ない事情による場合は、実費を支給する。

- 2 前項ただし書きの規定によることを必要とする場合は、帰任後すみやかに経路等変更の承認を得なければならない。
- 3 第 1 項の旅費は、勤務地の最寄り駅(バス停含む)を基点として目的地の最寄り駅(バス停含む)までの運賃を算出して得た額とする。

(出張期間の延長)

第 6 条 職員が出張中負傷、疾病又は天災等やむを得ない事故のため、出張期間を延長したときは、その間の日当及び宿泊料を支給することができる。

- 2 前項の日当及び宿泊料を請求しようとするときは、負傷又は疾病の場合は医師の診断書を、その他の事故の場合はこれを証する書面を添付して申請しなければならない。

(旅費の調整)

第 7 条 学園以外の機関等により旅費が支給される場合は、この規定に定める旅費の額からその額を差引いて得た額を支給する。

- 2 出張する区間内に学園から支給されている通勤定期区間がある場合は、旅費の額から通勤定期区間部分を差し引いて得た額を支給する。ただし、マイカー通勤者の自動車等通勤手当の受給者は除く。

(教職大学院研修の研修員に係る旅費の特例)

第 8 条 教職大学院研修規程第 3 条に規定する研修員（以下「研修員」という。）について、研修 1 年目の期間に、研修員が勤務地に出勤した場合、旅費を支給する。この場合において、第 9 条第 3 項中「勤務地の最寄り駅」とあるのは「自宅最寄り駅」と「目的地の最寄り駅」とあるのは「勤務地の最寄り駅」と読み替えるものとする。

2 研修員が派遣先に出張した場合、研修 1 年目の期間については旅費を支給せず、研修 2 年目の期間については旅費を支給する。

3 前 2 項に掲げるもののほか、研修員が研修のため出張した場合、旅費を支給する。この場合において、第 9 条第 3 項中「勤務地の最寄り駅」とあるのは「派遣先の最寄り駅」と読み替えるものとする。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、旅費について必要な事項は理事長が定める。

第 10 条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この改正規程は、昭和 54 年 10 月 15 日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成 13 年 6 月 15 日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成 14 年 10 月 19 日より施行し、平成 14 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 12 月 14 日)

1 この改正規程は、平成 24 年 12 月 14 日から施行する。

2 この改正は、平成 24 年 12 月 1 日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお、従前の例による。

附 則(平成 24 年 12 月 14 日)

この改正規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 11 月 15 日)

この改正規程は、平成 25 年 11 月 15 日から施行し、平成 25 年 11 月 1 日より適用する。

附 則(平成 26 年 4 月 18 日 第 9 条 3 項、4 項、別表第 3 旅費定額表の改正)

この改正規程は、平成 26 年 4 月 18 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 4 月 17 日 別表第 3 旅費定額表の改正)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 17 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 11 月 18 日 教職大学院研修規程制定にともない第 11 条の次に第 12 条を追加し以後条を繰り下げる)

この改正規定は、平成 28 年 11 月 18 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 17 日 別表第 3 旅費定額表の改正)

この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 21 日 第 1 条から第 10 条まで改正及び削除、別表第 1 から第 3 改正)

この改正規定は、平成 30 年 9 月 21 日から施行し、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。

別表 第1

自家用車（マイカー利用料）

支給要件	金 額
利用1キロにつき	10円

別表 第2

日 当

支給要件	金 額
勤務地から直線距離で100キロメートルを超える目的地への出張	(1日につき) 2,000円

別表 第3

宿泊料及び食費

(含消費税)

宿 泊 料	1 泊	13,000円 (夕食、朝食含む)
食 費	1 泊	4,500円 (夕3,000円、朝1,500円)

備考：1. 上記を超える場合の宿泊料については、別に理事長が定めるものとする。

2. 食費は、夜行の鉄道・船・航空機・バス等を利用する場合で、夕食・朝食を要する場合に限り支給する。